

## 料金表（一ヶ月あたり）

### －介護保険をご利用の場合－

| 訪問看護              | 料金  | 利用者負担金 |
|-------------------|---|--------|
| 訪問看護1(30分未満)      | 4,800円                                      | 480円   |
| 訪問看護2(60分未満)      | 8,400円                                      | 840円   |
| 訪問看護3(60分以上90分未満) | 11,500円                                     | 1,150円 |
| 緊急時訪問看護加算 ※1      | 5,400円                                      | 540円   |
| 特別管理加算 ※2         | 5,000円                                      | 500円   |
| 特別管理加算 ※3         | 2,500円                                      | 250円   |
| 夜間等訪問看護加算:        | 早朝6時～8時・夜間18時～22時は25%加算<br>深夜22時～翌日6時は50%加算 |        |
| 中山間地域加算:          | サービスご提供エリア外の訪問について<br>利用料の5%加算              |        |

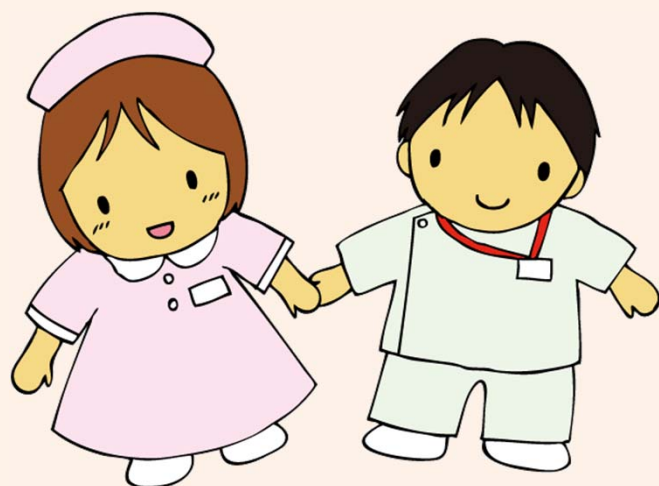
| 訪問リハビリ※5         | 料金     | 利用者負担金 |
|------------------|--------|--------|
| 訪問リハビリ1<br>(20分) | 3,240円 | 324円   |
| 訪問リハビリ2<br>(40分) | 6,480円 | 648円   |
| 訪問リハビリ3<br>(60分) | 8,760円 | 876円   |

※5  
介護保険法によりリハビリテーションは20分を1単位として、1週間に6単位の利用を限度とします。

- ※1 24時間体制で看護についての相談や緊急訪問依頼などの連絡が取れる体制をご利用の場合  
 ※2 悪性腫瘍や留置カテーテル(気管切開、気管カニューレ、胃瘻、バルンカテーテルなどの管理を必要とする状態にある利用者に対しサービスを行う場合  
 ※3 在宅酸素や真皮を超える褥瘡の処置を必要とする利用者に対し、サービスを行う場合

### －医療保険をご利用の場合－

| 保険の種類          | 利用者負担の割合  |
|----------------|-----------|
| 後期高齢者医療        | 1割または3割   |
| 健康保険<br>国民健康保険 | 各種負担割合による |



### －お問い合わせ－



若狭町社会福祉協議会 地域福祉センターいずみ内  
(担当 井上)  
〒919-1336  
若狭町井崎40-80  
tel : 0770-45-2837 fax : 0770-45-1313

お申込み・詳細など、お気軽にご相談下さい

私たちが在宅生活を支えます！

# 訪問看護ステーション美方



こんなことで困っていませんか…？

### 退院後、家に帰ったら…

「自分でどこまでできるかな？」  
 「介護が不安、誰に相談したらいいの？」  
 「住みなれたわが家で、  
 さいごまで暮らしたい！」



### 家に帰ったけど…

「ついつい、薬を飲み忘れてしまう。  
 お薬がいっぱい余ってきているのだけど！」  
 「足が腫れてきたけど、水分のとり過ぎかな？」  
 「寝てばかりいたら、  
 立たれないようになってしまった！」



どうすればきてくれるの？

主治医にご相談いただくか、ケアマネジャー  
 訪問看護ステーション美方までご相談下さい。

尚、主治医がいらっしゃらない場合も、  
 当ステーションにご相談ください。



# 訪問看護とは・・・？

入院中と変わらない看護を自宅で受ける事ができます。  
年齢にかかわらず利用でき、医療の専門的な知識と技術を持った看護師が訪問して病気を予防し、悪化を防ぎます。



# サービスの内容

訪問看護師がご本人や家族と話し合い、主治医と連携を取りながらご本人にあった看護サービスを行ないます。



## ご利用いただける方

介護認定を受けられている方や、病気やけがなどにより、ご家庭内で療養されている方。  
また、主治医の指示やケアプランで訪問看護が必要とされた方。

## ご利用にあたって

訪問看護を受けるには、主治医の指示=「訪問看護指示書」が必要です。  
お申込みは、主治医やケアマネージャー、または当ステーションにご相談ください。

## サービスご提供エリア

若狭町・美浜町

## 営業日・休日

- 《 営業日 》 月曜日～金曜日
- 《 営業時間 》 午前8時30分～午後5時30分
- 《 休業日 》 土曜日・日曜日・祝日  
年末年始(12月29日～1月3日)
- 《 訪問時間 》 看護:1回あたり 30分～1時間30分  
リハビリ:1回あたり 20分～1時間

## 緊急時について

24時間・365日、相談に応じます。  
急変時にも主治医と連携し、病状の観察・緊急処置を行ないます。

## ご利用できる保険制度

### ★基本的には介護保険が優先となります

介護保険サービスを受けている方でも、末期の悪性腫瘍、※厚生労働大臣の定める疾患等医師が必要と認めた場合は医療保険等が優先となります。

※厚生労働大臣が定める疾患等

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、ALS、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞踏病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患<進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ヤールの分類のステージ3以上且つ生活機能少ガイドがⅡ度またはⅢ度に限る)>  
多系統萎縮症、(線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイドレガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群若しくは頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態



## 医療的処置

医師の指示に基づき、床ずれの防止や手当各種カテーテル管理点滴などを行います。

## リハビリテーション

作業療法士や看護師が訪問し、機能回復や維持、歩行訓練や関節拘縮予防などのお手伝いを行ないます。

## 病状の観察や判断

血圧や脈拍、体温などの測定、病状や体調の観察を行います。病状に合わせた援助を行い適時主治医との連携を図ります。

## ターミナルケア

がん末期や終末期でも、住みなれた自宅で過ごせるよう適切にお手伝いします。

## 各種の介助

看護師による入浴や洗髪、食事、清拭、移動など生活の介助を行ないます。

## 病諸機関との調整や連絡

主治医への報告福祉サービス機関との連絡、調整を行ないます。

## 在宅介護のアドバイス

介護についてのアドバイスやご相談、機器の使用などご質問にお答えします。



24時間体制で相談を受け付けています。  
必要な時は訪問致します！